省令

○総務省令第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項の規定に基づき、平成二十四年十一月十六日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十一日

総務大臣　樽床　伸二
外務大臣　玄葉光一郎

平成二十四年十一月十六日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令

平成二十四年十一月十六日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項に規定する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

在外公館等投票記載場所	投票をしなければならない時間を別に定める日	投票をしなければならない時間
在インドネシア日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前六日	午前九時三十分から午後一時までの間

○厚生労働省令第百五十六号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二十三条第三項及び第三十二条第四項の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十一日

厚生労働大臣　三井　辨雄

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令の一部を改正する省令

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

社団法人徳島県獣医師会の項、社団法人愛知県獣医師会の項及び社団法人和歌山県獣医師会の項中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、財団法人高知県食鳥検査センターの項を削り、社団法人石川県獣医師会の項中「社団法人」を「公益社団法人」に、「三百二十四番地二」を「三百二十四番地三」に改め、財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会の項、財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会の項及び財団法人長崎県食鳥肉衛生協会の項中「財団法人」を「公益財団法人」に改め、社団法人福井県獣医師会の項中「社団法人」を「公益社団法人」に、「大手二丁目九番十号福井県電気ビル一階」を「松本三丁目十六番十号福井県職員会館ビル」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

訓令

○内閣府訓令第三十五号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政分析担当の項5中「第十九条第一項」を「第十三条第一項」に、「並びに同法第二十条第一項」を「、同法第十四条第一項」に改め、「支給に関すること」の下に「並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること」を加える。

附　則

この訓令は、平成二十四年十一月一日から施行する。